◆申請手続きの一部を代行する場合、手続代行者からの操作(一部)が可能です。 手続代行者アカウントを利用して申請を行う場合、以下ステップの対応が必要です。

Step1 【申請者アカウントの作成】

<申請者の操作>

申請者のアカウントを作成します。

※申請者アカウントの作成方法は、操作ガイド「申請者アカウント作成の手順」をご確認ください。

Step2 【手続代行者アカウントの作成】

<申請者の操作><手続代行者の操作>

Step1にて作成した申請者アカウントにてログインし、手続代行者アカウントを作成します。

※手続代行者アカウントの作成方法は、操作ガイド「手続代行者、施工者アカウント作成の手順」をご確認ください。

Step3 【申請書の新規作成】(3~4ページへ)

<申請者の操作><手続代行者の操作>

申請書を新規で作成します。

Step4 【手続代行者の割り当て】(5ページへ)

<申請者の操作>

Step2にて作成した手続代行者アカウントを手続代行者に設定します。

◆それぞれのアカウントにて操作可能な項目は以下となります。

○:操作可 ×:操作不可 △閲覧のみ可

		申請者アカウント (親)	申請者アカウント (子)	手続代行者 アカウント	工事施工会社 アカウント
アカウントの追加、操作		0	×	×	×
申請書の新規作成		0	0	○ ※4	×
基本情報		0	0	○ ※5	×
交付申請	各書類の作成 (工事申告、工事要件、以外)	0	0	○ ※5	×
	工事申告(書類No.3100)	0	0	○ ※5	△ ※8
	工事申告(書類No.B100,B300)	0	0	○ ※5	○ ※8
	工事要件(書類No.3200)	0	0	○ ※6	△ ※9
	アップロード操作	0	0	○ ※5	×
	アップロードファイルの閲覧	0	0	○ ※5	△ ※7
	申請ボタン(交付申請の実施)	0	0	×	×

注意

- ※4 作成は可能ですが、申請者アカウントから1つの申請ごとに手続代行者の担当者設定をしないと表示がされません。
- ※5 申請者アカウントから手続代行者の担当者設定をすることで操作可能になります。
- ※6 申請者アカウントから手続代行者の担当者設定をすることで操作可能になりますが、確定は出来ません。(一時保存までは操作可)
- ※7 図面、要部写真のみ閲覧可
- ※8 申請者アカウントから工事施工会社の担当者設定をすることで操作可能になりますが、確定は出来ません。(一時保存までは操作可)
- ※9 閲覧のみ可

Step3 【申請書の新規作成】

- <申請者の操作><手続代行者の操作>
- ※Step1は操作ガイド「申請者アカウント作成の手順」、Step2は操作ガイド「手続代行者、施工者アカウント作成の手順」をご確認ください。



1 申請者アカウントでログインし、事業を選択するとポータル画面が表示されます。

申請書を作成するには、「申請書の新規作成」を押してください。

※工事施工会社アカウントでログインすると、「申請書の新規作成」は表示されません。 「申請書の新規作成」が表示されない場合は、ログインしているアカウント種別をご確認ください。

Step3 【申請書の新規作成】

- <申請者の操作><手続代行者の操作>
- 2 充電設備を実際に設置する場所の住所、設置場所名称を入力して、「確定」を押してください。
- ※入力する設置場所住所および名称は、添付する書類の記載内容と同一である必要があります。 住所については、都道府県名を含めて入力してください。(省略不可)



※手続代行者アカウントにて新規作成を行った場合、「確定」を押してもポータル画面に表示されません。 申請者アカウントにて【手続代行者の割り当て】を行う必要があります。(次ページ参照)

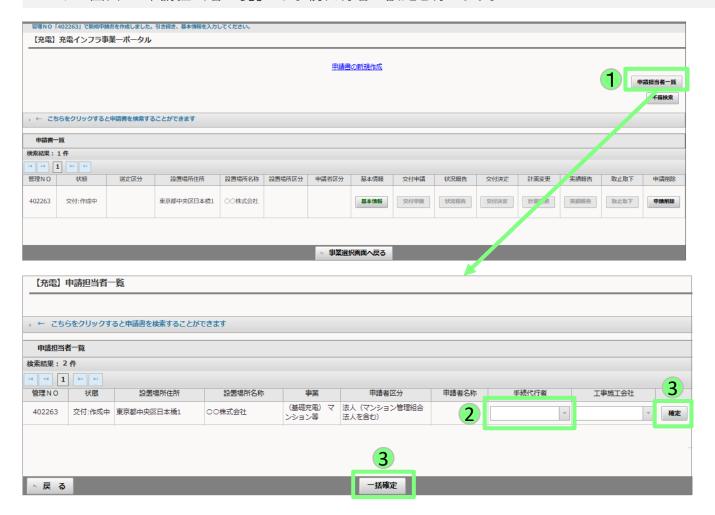
※ 設置場所名称について

- ■高速道路のSA、PAIこ設置の場合 設置場所の名称は道路名、エリア名、 上り線か下り線の区分を入力してください。
- ■道の駅に設置の場合 国土交通省に登録している名称を入力 してください。
- ■マンションに設置の場合 マンション名の名称を必ず入力してください。
- ■店名だけではなく、施設、店舗等の名称は必ず 記載してください。
- ※支店名や支所名がある場合、事業所名の後ろ に必ず入力してください。
- ■新築において建物等の名称が決定していない場合は、仮称での申請も可能です。 ただし、正式に決定した際は計画変更の申告と書類提出が必要となります。
- ■郵便番号を入力後、「住所入力」を押下すると 住所を選択できます。

Step4 【手続代行者の割り当て】

<申請者の操作>

ポータル画面の「申請担当者一覧」から手続代行者の設定を行います。



- 1 ポータル画面の「申請担 当者一覧」を押してください。
- ※Step2「手続代行者アカウントの作成」が完了していないと、「申請担当者一覧」は押せません。
- 2 申請担当者一覧画面が表示されたらプルダウンから手続代行者を選択します。
- ※1つの申請で担当者割り当 てができるのは、手続代行者、 施工者のどちらか1者となりま す。
- 3 設定が完了したら「確定」または「一括確定」を押してください。

Step4まで完了すると、手続代行者アカウントのポータル画面にも申請書が表示され、手続代行者の作業が可能となります。